

## 第五章 昭和33年職業訓練法の成立過程Ⅱ

### —昭和33年職業訓練法の性格—

#### 第一節 職業訓練法案要綱

昭和33年2月21日、第28回通常国会に「職業訓練法案」が提出された。この法案は前述した臨時職業訓練制度審議会の答申に基づいて労働省において作成したものである。

ここでは、臨時職業訓練制度審議会の答申と、職業訓練法案要綱<sup>(1)</sup>を比較対照し、両者の相違点等を指摘する中で政府の意図を明らかにしたい。

職業訓練法案要綱は次のとおりである。

#### 第一総則

##### 一目的

この法律の目的は労働者に対して必要な技能を取得させ、及び向上させるために職業訓練及び技能検定を行なうことにより、工業その他の産業に必要な技能労働者を養成し、もって職業の安定と労働者の地位の向上を図るとともに、経済の発展に寄与すること。

ここにおいて、臨時職業訓練制度審議会の「答申」の同項目職業訓練の目的と比較してみると、まず、第一に注目すべきことは「その職業に必要な技能とこれに関する知識を系統的に教習し」が「必要な技能を取得させ」と書き換えられたことである。これは次に述べる学校教育法による職業教育とはっきり区別するためと考えられるが、長い職業生活を行なうであろう職業訓練生の立場を考える時、又、めまぐるしい技術革新に対応する技能者養成を考える時、「関連する知識」は見落としてはならぬことではなかったかと考える。第二に「産業に必要な近代的技能労働者」が「工業その他の産業に必要な技能労働者を養成し」として、工業に重点を置くことをはっきりさせている。このことは、1957年7月10日付日経連タイムス<sup>(2)</sup>の“有馬職業訓練部長談”において、訓練部長が、「今まで生業的職種が多くたがこんど私がやりたいと思っているのは、積極的な近代的技術者を養成するために、機械工業の方へ重点を移して漸次切りかえていくことだ。」と述べているように、特に機械工業に重点をおいて職業訓練をやろうとしていることがはっきりしている。第三に「答申」では無かった文、つまり、「もって職業の安定と労働者の地位の向上………」がつけかえられていることである。

#### 二 職業訓練の原則

- (1) 公共職業訓練（一般職業訓練所、総合職業訓練所、中央職業訓練所その他の公共の職業訓練施設で行なわれる職業訓練等をいう。）と事業内職業訓練（事業主がその雇用する労働者に対して行なう職業訓練をいう。）とは相互に密接な関連のもとに行なわなければならないものとすること。
- (2) 公共職業訓練及び事業内職業訓練と学校教育法による学校教育とは、重複を避け、かつ密接な関連のもとに行なわなければならないものとすること。
- (3) 公共職業訓練と青年学級振興法による教育とは、重複しないように行なわなければならない

いものとすること。

「答申」において「政府の行なう職業訓練と企業の行なう職業訓練とは一元化された方針と計画の下に系統的に一環して職業訓練が行なわれるよう措置して…」が上述するように「相互に密接な関連のもとに」とやや総合性について弱い表現になったように思える。(2)においても「答申」での学校教育と職業訓練の連けいが「重複を避け密接な関連のもとに」とされた。

### 三 職業訓練計画

- (1) 労働大臣は、職業訓練の実施に関し、基本的な計画を定めるものとすること。
- (2) 都道府県知事は、労働大臣の定める計画に基づき、当該都道府県の区域内で行なわれる職業訓練の実施に関し、基本的な計画を定めるものとすること。

「答申」の「職業訓練計画の策定」に当る部分で、政府が、日経連の要望でもあったように、産業に必要な技能者を計画的に養成していくこうとしているものと考えられる。

### 第二 公共職業訓練

- 一 一般職業訓練所 (略)
- 二 総合職業訓練所 (略)
- 三 中央職業訓練所 (略)
- 四 身体障害者職業訓練所 (略)
- 五 職業訓練の委託 (略)
- 六 公共職業訓練の基準 (略)
- 七 公共職業訓練を受ける求職者に対する措置 (略)

ここでは、まず総合職業訓練所で職業訓練指導員の訓練が新しくつけ加えられたこと。次は、「答申」の中央職業訓練指導所が中央職業訓練所として、労働福祉事業団が設置することになったことがわれわれの注意をひく。このことについて、3月15日の日経連技術教育委員会での職業訓練法案の説明懇談会において労働省担当官は次のように述べている。(3)

職業訓練のモデルセンターとしての中央職業訓練所は国立として運営することが望ましかったが予算の関係から失職保険施設にして労働福祉事業団が運営することになった。

又、四項目に身体障害者職業訓練所が加えられた。七項目では公共職業訓練を受ける求職者に対する措置がとられ、身体障害者職業訓練所及び一般職業訓練所での求職者に対する訓練は無料にすることが述べられ次いで、身体障害者職業訓練所において訓練を受ける求職者に手当をすることができるとされている。ここで、何故、総合職業訓練所における求職者に対する訓練に無料の原則を適用させなかつたのだろうか。

### 第三 事業内職業訓練

- 一 労働大臣の援助 (略)
- 二 事業内職業訓練(追加訓練、再訓練及び職長訓練等を除く)についての教科・訓練期間  
・設備その他の事項に関する基準を労働省令で定めるものとすること。
- 三 認定職業訓練 (略)
- 四 共同職業訓練団体の行なう認定職業訓練 (略)

五 認定職業訓練に対する援助 (略)  
六 修了証明書 (略)

認定職業訓練を行なう事業主は、認定職業訓練を修了した者に、修了証明書を交付しなければならないものとすること。

七 事業主の協力 (略)  
八 追加訓練等 (略)  
九 勧告

労働大臣又は都道府県知事は、特定の地域、産業又は職種について、技能労働者が著しく不足し、又は不足するおそれがあると認めるとときは、中央職業訓練審議会又は都道府県職業訓練審議会の意見を聞いて関係事業団体に対し、職業訓練の実施又は改善を勧告することができるものとすること。

ここで、特筆することは、「答申」の中に盛られていた補助金制度の確立と課税に対する措置が削除されていることである。もっとも補助金制度の確立は後述の維則のなかで経費の負担等といった形でふれられてはいる。しかし、それは非常に消極的なものとなっている。中小企業等に職業訓練を振興させるには、財政的な裏づけが一番必要となってくると考えられる。又課税に対する措置は、「審議会から答申されていた技能者養成施設に対する免税措置は税法の改正を伴うもので、解決しなかった。(4)」と労働省担当官は述べている。最後に、労働大臣の勧告という形で、大企業の要望する全企業の技能者養成の義務づけについての言及がなされている。

#### 第四 職業訓練指導員

ここでは、技能者養成規程による技能者養成指導員と同じく、免許制を採用すること。指導員試験を行なうことと規定している。

#### 第五 技能検定

##### 一、技能検定

- (1) 労働大臣は、労働者の技能の向上を図るため、技能検定を行なうものとすること。
- (2) 技能検定は、政令で定める職種ごとに二等級に区分し、実技及び学科試験によって行なうものとすること。
- (3) 労働大臣は、一定の資格を有する者について、実技試験又は学科試験の全部又は一部を免除することができるものとすること。

二、受験資格 (略)

三、合格証明書及び技能士 (略)

四、試験の委託 (略)

五、技能検定委員 (略)

技能検定は、一面において労働者の技能習得意欲の向上と技能の持ち主であることを証明によって地位の安定をはかれるようにする労働者に有利に作用するような面をもっとも言えるが、労働力の買手市場では差別の道具とされる恐れもあった。「答申」では初級・中級・上級と三段階にわかつてはいたのが、二等級に区分された。このことについて、日経連技術教育委員会での法案

説明懇談会において労働省担当官は、「技能検定の格付は国家検定として権威あるものにしたい。したがって答申の初・中・上の三段階を想定していたが、熟練工を対象にしたものと、職長検定の二級に分ける(5)。」と述べている。

## 第六 職業訓練審議会

### 一 中央職業訓練審議会

- (1) 職業訓練計画、職業訓練の基準その他職業訓練及び技能検定に関する重要事項を調査せらるため、労働省に中央職業訓練審議会を置くものとすること。
- (2) 中央職業訓練審議会は、学識経験のある者及び関係行政機関の職員のうちから、労働大臣が任命する委員20人以内をもって組織すること。

### 二 技能検定部会等 (略)

### 三 都道府県職業訓練審議会 (略)

ここで、特に問題となるのは、中央職業訓練審議会の構成員についてである。「答申」の中では「労・使及び学識経験者を以て構成する」とあったのが、「学識経験のある者及び関係行政機関の職員のうちから」というふうに変っている。そして、これを土建総連などが労働官僚の統制強化であると批判し<sup>(6)</sup>その結果、衆議院で労使代表を入れるよう修正されたものである。

## 第七 雜 則

### 一 労働大臣の監督等 (略)

### 二 経費の負担等

- (1) 国は、都道府県に対し、一般職業訓練所及び身体障害者職業訓練所に要する経費の一部を負担するものとすること。
- (2) 国は、都道府県が認定を受けた共同職業訓練団体に対して認定職業訓練に必要な経費の一部を補助した場合においては、都道府県に対し、予算の範囲内で、その補助に要した経費の一部を補助することができるものとすること。

### 三 手数料 (略)

### 四 職権の委任 (略)

### 五 報 告 (略)

この雑則において、経費の負担等として、一応「答申」の内容に応えたものであろうが、予算の充実、補助金制度の確立と「答申」の積極的施策に対して余りにも消極的なものであると言わざるを得ない。

## 第八 附 則

一 労働省設置法を改正して、職業安定局に職業訓練関係事項を主管とする職業訓練部を設けることとするほか所要の規定を設けるものとすること。

二 その他、労働基準法、職業安定法等関係法律の改正、従前の制度との関連上必要な経過措置等所要の規定を設けるものとすること。

ここで、注意すべきことは、職業訓練部を職業安定局に設けることである。これについて、土建総連は「これは少なくとも労働者保護の基準局行政から戦時中の動員局一動労動員署の変形で

ある安定局、県安定課に行政機關が着行統一されることにより、逐級行政、ファッショ的運営が強化される(7)」と反発していた。この点は昭和33年の職業訓練法が労働者を積極的に保護していく観点から作られたのではなく、どちらからといえば、経済発展のための技術革新に対応する雇用対策の強化としてであるという性格の一端を示しているとも考えられよう。

- (1) 職業訓練法の解説(前掲) 127~135ページ
- (2) 日本労働組合総評議会組織部  
「日経連の科学技術教育と職業訓練に関する方針」 9ページ
- (3) 総評「日経連の科学技術教育と職業訓練に関する方針」 7ページ  
(日経連タイムス 1958・3・20)
- (4) 総評「日経連の科学技術教育と職業訓練に関する方針」 7ページ  
(日経連タイムス 1958・3・20)
- (5) (4)と同じ
- (6) 土建総連情報 1958・4・17 「政府は職業訓練法を何故出して来たか」
- (7) 同 上

## 第二節 職業訓練法案と国会論議

職業訓練法案は昭和33年2月21日、第28回国会衆議院社会労働委員会に付託された(1)。(内閣提出93号)そして、2月28日同委員会で石田労働大臣から「職業訓練法案」について次のような提案理由の説明が行なわれ、審議が進められた。(2)

最近、産業界におきましては、高度の技能を必要とする生産分野の拡大に伴って、技能労働者の確保が強く要請されて参っているのでありますが、労働市場の現状をみますに、約50万に及ぶ完全失業者と多くの不完全就業者をかかえている反面、技能労働者が著しく不足しており、このことが雇用と生産の両面における隘路ともなっている実情実情であります。

……最近、科学技術教育の振興が叫ばれておりますが、産業の進歩発展のためには、科学技術教育と並んで、労働者の技能を向上させるための職業訓練を系統的に行なうことによって、生産現場における技能水準の向上と技能労働者の確保を図ることが緊急の要務と考えるのであります。……

この職業訓練法案が国会に上程された当時、これに関心を示した労働運動の組織はほとんどなかった。わずかに日本共産党が「アカハタ」紙上で“吹込む「生産性向上」”と題して職業訓練法案について次のように書いている(3)にすぎない。

これは、今まで職業安定所でやっていた職業補導と労働基準局でやっていた技能者養成を一本にしようというもので全国一系統で職業補導所をつくる。この目的は、今までの失業対策とさいきん大企業で問題になってきた技術労働力の不足とを一石二鳥に解決しようとするものだといわれているが、実は今までの失業者のための職業補導を犠牲にして、大企業のための技術者養成をつかってやろうということになる。同時にこの技能者養成に生産性向上運動のための監督者訓練(TWIやMTPなど)が抱きあわされて、技術を学ぼうとすれば、生産性

向上運動の思想教育をもうけるという風にされる点もみのがせない。また、この法律ではじめて技術の国家検定制度を実施しようとしている点も注意を要する。

このように、日本共産党が一言その重大さを指摘したにとどまった。

その他土建総連が、これまで組合で行なってきた技能者養成の既得権が侵害されるとして、職業訓練法案修正の運動を始めたことが目につく程度であった。

土建総連では、1948年ごろから、組合自らの手で技能者養成所の設立・運営をすすめており1957～1958年ごろには、全国各支部に90余カ所の共同技能者養成所をもっていた(4)。しかし土建総連は、政府の職業訓練法のねらいとして次の四つをあげている。(5)

- ① 職人や青少年労働をあげて生産性向上運動の尖兵にしたてること。
- ② 中央・地方で労働官僚の統制を強化すること。
- ③ 中小企業団体法による団体の育成強化。
- ④ 職業訓練から労働組合除外。

しかし、これに対し土建総連は、労働省・与党にむけ

- ① 労働組合の行なう職業訓練を職訓法に明記せよ。
- ② 学校教育法との関連を明記せよ。
- ③ 身体障外者以外の公共訓練生にも手当を支給せよ。
- ④ 中央職業訓練審議会の委員の構成を労・使・学識の3者同数とせよ。

との要求をかけ、強い抗議活動を開いたのである。この修正要求を、日本社会党の社会労働委員会（委員は多賀谷真穂・井堀繁男・八木昇氏ら）がとりあげた。衆院社労委における議論は難航したが、自民党側委員は他法案成立への関連もあって、社会党および労働組合側の修正をうけいれた(6)。

すなわち3月3日以後衆議院社会労働委員会において慎重審議が重ねられ、3月31日、自由民主党及び日本社会党による共同修正案が提案され、全会一致で可決され、同日、参議院に回付された(7)。衆議院における修正事項は次のとおりである。

- 一、公共職業訓練を受ける求職者に対する手当は、身体障害者職業訓練所において職業訓練を受ける求職者のみならず、一般訓練所において職業訓練を受ける求職者にも支給することができるものとすること。
  - 二、市町村等の行なう職業訓練について第11条の次に1条を設け、「市町村、民法第34条の規定による公益法人、法人である労働組合その他の営利を目的としない法人が職業訓練を行なう場合に、労働大臣の認可を受けたときは、その職業訓練は公共職業訓練とみなし、この場合求職者に対して行なわれる職業訓練は無料とする」旨規定すること。
  - 三、中央職業訓練審議会（第29条）は、関係労働者を代表する者、関係事業主を代表する者及び学識経験のある者を以て構成することとし、関係労働者を代表する委員及び事業事業主を代表する委員は、同数とすること。
- 中央職業訓練審議会には、関係行政機関の職員のうちから労働大臣が任命する特別委員をおくことができるものとし、特別委員は議決に加わることができないものとすること。

参議院では3月6日同院社会労働委員会において労働大臣から同法案の提案理由の説明が行なわれ、4月3日から審議が開始され、4月21日衆議院送付案通り全会一致で可決され、片岡文重委員（社会党）から提出された下記のような学校教育との連携に関する附帯決議を附して4月22日参議院本会議において全会一致で可決され、ここに職業訓練法の成立をみ、5月2日公布された。

尙、この参議院社会労働委員会に、職業訓練法制定の請願があるが、これは全国共同技能者養成協議会をはじめとして、全部、洋服協同組合からのものであった。

次に附帯決議を載せる。

職業訓練の振興を図るために、学校教育との重複を避けるとともに密接な関連のもとに行なうことが肝要である。特に職業訓練をうける青少年労働者の学校教育との二重負担を軽減することが必要である。

よって政府は速やかに適切な措置を講すべきである。

以上、見てきた様に、政府の提出した「職業訓練法案」は土建総連を中心とする人々によって三項目にわたる修正と、附帯決議が附されて成立を見るのである。ところで、この法の制定を最も強く要請した日経連は、この法に対して、どのような見解をもっているかみていくことにする。

昭和33年7月10日の日経連タイムスにおいて、「特に中小企業へのサービス・センターに職業訓練法実施上の要望<sup>(8)</sup>」と題して次のように書かれている。

7月1日から実施された職業訓練法はかねて産業界が要望していた監督的性格の技術者養成制度を助成的性格の職業訓練制度に切替えて、これに職業補導制度を結びつけたもので、その構想は民間業界を加えた職業訓練制度審議会の答申にもとづいているだけに、根本的な点では産業界としては問題ない。

このように職業訓練法は産業界の要望にそったものであった。そして、この法の実施について民間として要望する点その他今後の問題点として次のようにあげている。

- (1) 公共職業訓練は、見習工訓練についての民間企業、ことに中小企業へのサービス・センターとしての役割に徹することが望しい。
- (2) 事業内訓練については、①認定の基準は画一的ではなく実情にそくしたものが必要である。②共同訓練は重化学工業方面に重点をおいてその普及をはかる必要がある。③事業内訓練に対する当局の指導援助は画一的な施策をとらぬことが肝要である。④見習工訓練と監督者訓練との円滑な運営が望ましい。⑤見習工の定時制高校通学の二重負担を軽減するため職業訓練科目の高校単位認定は早急に実現をはかるべきである。⑥事業内訓練施設に対する税の減免はぜひ早急に実現すべきである。
- (3) 技能検定は功を急がず十分研究の上順をおって実施に移すべきである。
- (4) その他、①中央地方に設けられる職業訓練審議会は国会で学識経験者のほか労使関係が同数をもって構成されることと改正されたが、利益代表の立前にならぬよう運営に注意する必要がある。②従来、技能者養成制度において民間の連絡機関として技能者養成協会があったが、本法によって内容が拡充されたので、民間の連絡協力機関も実情に応じて再編成する必要がある。

以上のことからも、産業界が、政府の職業訓練行政の監督的立場から助成的性格への転換をいかに強く要望していたかがわかる。

- (1) 第28回国会衆議院委員会議録4社会労働 社会労働委員会議録 第八号
- (2) 同 上 第十三号
- (3) 日本共産党中央機関紙 アカハタ 1958 和年33年2月11日(火曜日)
- (4) 全国建設労働組合総連合技術対策部 職業訓練20年の歩みと当面の問題
- (5) 1958 土建総連情報 職業訓練法について
- (6) 現代労働問題講座 7 職業訓練 有斐閣 1967.4 115ページ
- (7) 職業訓練法の解説 (前掲) 138ページ
- (8) 総評「日経連の科学技術教育と職業訓練に関する方針」

### 第三節 昭和33年職業訓練法の性格

昭和33年職業訓練法の制定により明確化された。我が国職業訓練の性格の第一は、技能者養成が文教政策の対象からはずされ、労働行政の一環として位置づけられたことである。

このことは戦前における文教政策上の挫折史並びに敗戦後の教育改革の性格からして当然の帰結であったとみることもできる。

しかし文教政策の対象からはずされたことにより、次の二つの問題が残されたことも確かなことである。

一つは、学校教育の枠外におかれたため職業訓練がわが国の全教育訓練の体系の中で、袋小路的性格を持つに至ったことである。このことは、戦後の開かれた学校体系を前提として行なわれたため、若者の魅力を惹きつけることができず、大きな問題を残すことになった。現在の養成訓練の行きずまりの最大の原因は何といってもまさにこの点にあるといわざるを得ない。

その二つは学校教育とは異った特色を出さなければならぬという行政上の理由から、「技能」教育を「技術」教育からきりはなし、独自の道を歩まさるをえなかつたことである。当時、労働大臣官房長官渋谷直蔵著「職業訓練法の解説」の中で、職業訓練は「職業に必要な(腕)の訓練であって、一般的知識たる(頭)ないし(知識)は従として考えている。従って学術的要素を問題とする(技術)には及んでいないと述べている。このことからも職業訓練が技術革新の進行しつつある中で、いささか時代錯誤的な選択をあえてしなければならなくなり、時の進むにつれ、その矛盾を暴露することになったように思われる。

第二の性格は基幹産業中心の中小企業の技能者養成をめざしながら、基幹産業中心の中小企業そのものの顕在化された要望にそって出来たものではないということである。

すなわち、中小企業のうちでも生業的産業から関心がもたれるなかで大企業からの間接的要請の下に法制定がいそがれたのである。

この点について日経連自身、1958年に出した「十年の歩み」の中で「これ(1956年11月日経連が公表した「新時代の要請に対応する技術教育に関する意見」)が契機となって政府も32年に中教審に科学技術教育方策を諮問し重要国策の一つにとりあげ、また技能者養成と職業

補導とを統合強化した。」と述べているほどである。このように当局者は、大企業からの問題意識に導びかれて法制定を急いだため、中小企業の技能者育成という意図がいささか屈折し、中小企業の実情にそぐわないものになったと言えるのではなかろうか。

第三の性格は、労働者の要望が顕在化しないうちに法制定が急がれたことである。

しかし何はともあれ、この職業訓練法の制定により、技能者養成が一本化されたこと、公共で技能者養成をやる様になった点は評価しなければなるまい。

#### —最後に—

以上の性格から、職業訓練の今後の発展をはかるためには、そして職業訓練の目的が、その法制定当初に意図されたように、基幹産業における中小企業向けの技能労働者の養成をはかり、職業訓練法のうたう「労働者の地位の向上」をはかることにあるとするならば、すくなくとも次の三つの課題を解決していくことが必要なようと思われる。

その第一は、日経連も早くから指摘していた学校教育とのかかわりの問題をどう解決していくかということである。いわゆる我が国の学校教育が人々の社会的地位の向上に果してきた歴史的役割は極めて大きく、この事実を無視して、労働者の地位の向上をはからうとすることは至難のわざであるといわざるをえない。このことは特に我が国の学校教育の発達の歴史をふりかえり更に今後の発展を予測する時、特に重要な問題である。すなわち学校教育は今や職業訓練的機能をもそのうちに、包含しながら更に生涯教育という視点から再編されようとしているかにみうけられる。かかる段階にあって、この問題はその早急な解決をせまられているといわざるをえない。現在技能連携制度がその解決策として推進されつつあるが、いささか時期を失したもののように思われてならない。

その第二は、職業訓練がそのために制度化されたとさえいえる中小企業とりわけ基幹産業中心の中小企業そのものの要望を具体的にとらえなければならないことである。

その第三は、職業訓練を受ける人々の要望を明確にとらえる必要があることである。

第二、第三の問題は、職業訓練法の成立過程をふりかえってみても、明らかのように、極めてとらえにくい困難な仕事のように思われる。しかしこの二つの問題を明らかにすることなしに、今後の職業訓練の発展を期待することは、しょせん無理な相談といわざるをえない。

われわれは、彼等の要望が何故に顕在化してこないのか、その原因を、わが国固有の経済的・社会的・文化的背景にまでさかのぼって究明していくかなければならないものと考える。つまりこのような根源的な原因の究明こそが、3年職業訓練法の実施並びに4年の大改正に至るまでのプロセスの解説とともに今後の私自身に課せられた最大の研究課題である。

戰前職業訓練制度史 I

年号	一般事項	職工教育関連事項
明治元年 (1868)	5. 学制公布 6. 徵兵令公布	7. 東京開成学校の製作学教場設置 新潟学校(～10) 攻玉社(～13)
明治10年 (1877)	10. 東京大学開設 12. 教育令制定 13. 改正教育令 18. 内閣制度制制定	10. 印刷局内に「学場」と呼ばれた夜学校が創られた。(工場学校のはじまり) 11. 秀英舎が職工養成のため教育養成機関創設 (私営工場学校のはじまり) 13. 職工教育が法文化された「職工学校ハ……」 14. 農商務省、職工条令制定準備調査を行なう 15. 東京職工学校開設 17. 農商務省「興職意見」を発表
明治20年 (1887)	22. 大日本国憲法発布 23. 小学校令 教育勅語発布 27. 日清戦争(～23)	20. 職工条令案発表されず 23. 「徒弟学校…」「実業補習学校」 26 実業補習学校規程 28. 徒弟学校規程 実業教育費国庫補助法
明治30年 (1897)	30. 八幡製鉄所設置 33. 治実警察法の制定 北清事変 34. 八幡製鐵所開業 35. 日英同盟締結	30. 職工法案論議 32. 長崎造船所 三菱工業予備学校創設 33. 実業学校令制定 38. 東京府立実科工業学校適材教育部(職長養成機関のはじまり)

年号	一般事項	職工教育関連事項
明治 30 年 ( 1897 )	37. 日露戦争 ( ~ 38 )	38. 鐘紡中央職工学校養成所
明治 40 年 ( 1907 )	43. 大逆事件 韓国併合 44. 東北、九州帝大創立	42. 八幡製鐵職工養成所 44. 工場法公布
明治 45 年		
大正元年 ( 1912 ) 年号	( 第一次護憲運動 )  一般事項 3. 第一次世界大戦に 参加 7. 米騒動起る 8. ヴエルサイユ条約 調印 9. 戦後恐慌の要来	職工教育関連事項  9. 実業学校令改正
大正 10 年	12. 関東大震災  13. 第二次護憲運動  14. 治安維持法公布 普通選挙法公布	10. • 新工業学校規程の施行 12. • 職業補導会を設立 ( 東京都 ) 「職業補導事業の はじまり 」 13. • 東京市立職業補導所 • 財団法人啓政社設立 ( 身体障害者職業補導事業 のはじまり ) 14. • 東京府立家具工養成所 15. 青年訓練所設立
大正 15 年		
昭和元年 ( 1926 )	2. 金恐怖 6. 満州事変 7. 上海事変	
昭和 10 年 ( 1935 )	12. 日華事変 13. 國家総動員法	10. 東京府立機械工養成所 11. 失業者更生訓練施設 13. 機械工補導所

年号	一般事項	職工教育関連事項
	14. 第二次世界大戦突入 (～1945)  16 大太平洋戦争 (～1945)	14. 国民職業能力申告令 工場事業場技能者養成令 15. 技能検定制度 幹部機械工養成所 16 機械技術者検定制度 18. 勤労訓練所
昭和20年 (1945)		

### 戦後職業訓制度史 I

年号	教育・社会・ 政治・経済史	職業訓練史		
		行政機関変遷	技能者養成	職業補導
昭和20年 (一九四五)	8. ポツダム宣言受託  12. 労働組合法公布		11. 工場事業場技能者養成令 工場法戦時特例 技能者養成戦時特例廃止	
昭和21年 (一九四六)	3. 米国教育使節団来日  11. 日本国憲法公布	4. 厚生省 労務法 制審議会設置  9. 失業対策本部設置  10. 厚生省 勤労局 補導課設ける		2. 緊急失業対策要領  7. 職業補導実施要領に関する件 9. 職業補導等新設拡充に関する件
昭和22年 (一九四七)	2・1ゼネスト中止 3. 教育基本法・学校教育法公布 4. 独占禁止法公布  6. 日教組結成	5. 厚生省に労働基準局設置  9. 労働省新設	4. 労働基準法公布  10. 技能者養成規程	12. 職業安定法制定施行

年号	教育・社会・ 政治・経済史	職業訓練史		
		行政機関変遷	技能者養成	職業補導
昭和 23 年 (一九四八)	4.日経連創立 4.新制高等学校発足  米政府経済安定9原則を指令		6 技能者養成規程の改正	2.職業補導実施運営方針確立 4.大阪・福岡身体障害者公共職業補導所設置  末、GHQ・TWI資料提出
昭和 24 年 (一九四九)	4.トッジ公使経済安定政策発表  9.教員レッドペーパー(～翌年)	5.労働省設置法全部改正 7.労働基準局 技能課設置	11.技能者養成規程の改正	5.緊急失業対策法の施行 5.職業安定法の改正 12.第一回監督者訓練講習会
昭和 25 年 (一九五〇)	6.朝鮮動乱 7.総評結成	7.職業安定局に監督者訓練指導員を置く	3.技能者養成指導員検定実施される  10.米国務省技能養成局ジョン・アル・ニューアンド来日	3.第一回WTI補導員養成講習会 7.職業安定法施行規則一部改正
昭和 26 年 (一九五一)	6.追放解除 7.財閥解体完了 7.文部省学習指導要領改訂 9.対日平和条約調印 日米安全保障条約調印	2.労働基準局に中央技能養成指導官を置く 5.職業安定局に監督者訓練課新設  11. H. L. O 加盟	2.技能者養成指導官規程 4.「技能者養成規程」改正	1.米よりTWIの専門家来日  6.職場補導員養成講習会 10.職業安定法施行規則改正
昭和 27 年 (一九五二)	5.メーデ事件 7.破防法成立		5.技能者養成審議会「技能行政の運営に関する答申」  9.労働基準法改正	

年号	教育・社会・ 政治・経済史	職業訓練歴史		
		行政機関変遷	技能者養成	職業補導
昭和28年 (一九五三)	7.朝鮮休戦協定調印 10.池田・ロバートソン日米会談		9.共同養成補助金制度の創設	失業保険福祉施設 総合職業補導所創設
昭和29年 (一九五四)	3.M・S・A協定調印 4.全日本労働組合会議結成 6.教育二法公布 7.防衛庁設置		4.技能者養成審議会 「技能者養成規程改正案について答申」 6.技能者養成規程全文改正	夜間職業補導開始
昭和30年 (一九五五)	2.日本生産性本部発足 12.文部省「高等学校学習指導要領一般論」発表			・家事サービス公共職業補導所・内職公共職業補導所設置される
昭和31年 (一九五六)	6.新教育委員会法公布 11.愛媛県に勤務評定をめぐる紛争起る	○技能者養成法の労働省案	9.日本商工会議所「中小企業振興基本策の樹立策に関する建議」 11.日経連「新時代の要請に対応する技術教育に関する意見」 11.全国共同技能者養成協議会設立 12.日本社会党「中小企業政策要綱」 12.関西経済同友会「科学技術教育に関する要望」	
昭和32年 (一九五七)	12.文部省、小中学校の教頭制	1.大臣官房に職業訓練審議室を設けた 7.労働福祉事業団設置される 8.臨時職業訓練制度審議会設置 11. " 答申	5.中青協「勤労青年教育対策要綱」 11.中産審「中堅産業人の養成について」 11.中教審「科学技術教育の振興対策について」	
昭和33年 (一九五八)	3.文部省、小中学校に道徳の実施要綱通達 8.学校教育法施行規則改正		5.2職業訓練法公布 7.1 施行	